

## 社会福祉法人葉寿会役員評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は定款第9条及び第23条に基づき社会福祉法人葉寿会の役員並びに評議員の報酬について必要な事項を定める。

(支給の制限)

第2条 次の各号に該当するときは報酬を支給する。

- (1) 役員については理事会に出席したとき。
- (2) 評議員については評議員会に出席したとき。
- (3) 役員又は評議員、第三者委員が運営会議、監事監査、各種行事等に出席したとき。
- (4) 前3号に該当したときは日当として12,480円を支給する。

附則 この規程は平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年10月 1日から施行する。

この規程は平成29年 8月 1日から施行する。